



日 監 第 4 6 号  
令和 4 年 (2022 年) 8 月 17 日

日 野 市 長  
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 鈴 木 洋 子

### 令和 3 年度日野市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する令和 3 年度日野市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおり意見を付します。



令和 3 年 度

(2021年度)

日野市内部統制評価報告書

審査意見書

日野市監査委員



# 令和3年度 日野市内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の種類

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査

## 2 審査の対象

令和3年度日野市内部統制評価報告書

## 3 審査期間

令和4年5月30日～令和4年8月3日

## 4 審査の着眼点

監査委員による令和3年度日野市内部統制評価報告書(以下、「報告書」という。)の審査は、日野市長が作成した内部統制評価報告書について、日野市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 5 審査の実施内容

令和3年度日野市内部統制評価報告書について、日野市長及び内部統制評価関係部局から報告を受け、「日野市監査基準」に準拠し、平成31年3月29日付け総行第111号総務省自治行政局長発「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の策定について(通知)により通知された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)(以下、「総務省ガイドライン」という)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」及び日野市内部統制運用マニュアル(令和3年8月23日施行)に基づき、必要に応じて関係部局に対する資料の提出及び説明聴取を求めたうえで審査を行った。

## 6 審査の結果

令和3年度日野市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかどうか、また、日野市の財務に関する事務に係る内部統制が評価基準日において有効に整備されているか、いずれも判断ができなかった。

(指摘事項)

市長から提出された報告書に添付された、令和3年度日野市内部統制等実施状況報告書内のリスク事例評価シートの委員会における3段階評価数値について、評価基準の考え方の記載はあるが、評価数値の決定を補足する資料はなく、また、日野市内部統制推進委員会及び日野市内部統制推進本部で、どのような議論を経て評価結果に至ったのか説明を得ることができなかった。

令和3年度内部統制評価の実施にあたって、評価期間及び評価範囲、評価基準は明記されておらず、監査委員による審査を行う上での資料請求及び令和4年6月17日実施の日野市内部統制制度推進委員への説明聴取において、評価期間及び評価範囲、評価基準をあらためて把握したところであった。

評価の実施にあたっては、これらを明確にしたうえで、当該年度の内部統制を推進することを留意すべきある。

## 7 意見・要望

6 審査の結果「判断ができなかった」ことについて、総務省ガイドラインに従い、意見・要望を述べる。

令和3年度は8月23日からの内部統制制度の導入であったが、推進にあたり、推進部局による全職員に対する意識調査や研修の実施など啓発や制度の周知などを行ってきた。また内部モニタリングなどの管理部門におけるチェック体制の構築や各部署で発生したリスク事例や各部署より相談のあった事例のうち、内部統制体制の中で組織的な共有、対応が必要と思われるものについてリスク事例評価シートを作成し評価を行ってきた。

しかしながら、その取り組みが総務省ガイドラインに照らし合わせると、全庁的な内部統制の評価項目ごとの実施状況が記されておらず、評価方法及びそれらの不備の判断がされていなかった。また、業務レベルの内部統制の評価として、管理部門に挙げられてきた一部のリスクのみ事例評価シートを作成し、内部統制推進委員会での評価を行っているが、網羅的にリスクの洗い出し及び各所属における自己評価が行われていなかった。加えて再発防止策は示

されているものの、それらの整備状況が記されておらず、改善策が適切に実施されたのか把握できない状況であった。評価にあたっては、不備を的確に把握する上で各所属における自己評価は内部統制制度の基礎となるものであり、さらに評価部局が第三者的視点で内部統制の有効性を評価していくことが必要である。そのうえで最終的に長による重大な不備についての評価が適切であることを客観的に示せるよう、内部統制の整備状況及び運用状況の評価に至る経緯を提示できる証拠書類を作成記録されるよう努められたい。

内部統制は、日常の業務執行の中で行われるものであり、組織内の全ての者により遂行されるプロセスであることから、長を含む全職員が主体的、また長期的な視点に立って取り組むべきである。

内部統制が有効に機能するためには、長の意識が最も重要であり、統制環境に対し最も大きな影響を有する。日野市は努力義務とされている中、法第150条第2項に基づくものとして本制度を導入した経緯がある。過去の不祥事や直面するリスクや政策課題を踏まえ、組織のコンプライアンス意識の更なる醸成に努め、市民に信頼される自治体を目指し、引き続き内部統制が機能するようより一層推進されることを希望する。

## 8 審査にあたって参考とした資料

日野市内部統制基本方針

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）

日野市内部統制運用マニュアル（令和3年8月23日施行）

## 9 審査にあたって求めた資料等

1	令和3年度内部統制実施計画書	
2	内部統制制度を推進する部課	
3	内部統制制度を評価する部課	
4	内部統制等実施状況報告書	① 資料1-2 職員の懲戒処分件数（財務に関する案件）
		② 資料1-2 懲戒リスク事案の相談件数（コンプライアンス違反に関する相談件数）（財務に関する案件）
		③ 資料1-2 内部通報件数（財務に関する案件）
		④ 資料2 リスク評価シートの事例抽出の基準
		⑤ 資料2 リスク評価シートの総合評価数値
		⑥ 資料2 リスク評価シートの総合評価
		⑦ 資料2 リスク評価の決定について
		⑧ 資料3-2 内部統制推進に係る意識調査結果について
5	日野市内部統制運用マニュアルについて	
6	評価報告書	① 2. 評価手続
		② 2. 評価手続
		③ 3. 評価結果
		④ 3. 評価結果
		⑤ 3. 評価結果
		⑥ 4. 不備の是正に関する事項
		⑦ 3. 評価結果 4. 不備の是正に関する事項
7	総務省ガイドラインの準用について	

## 10 審査経過

- 令和4年5月26日 令和3年度日野市内部統制評価報告書審査依頼受領  
5月30日 審査資料提出依頼及び説明聴取実施通知発出  
6月7日 資料提出期限  
6月17日 説明聴取実施  
8月3日 監査委員による審査意見合議  
8月17日 市長へ審査意見書